



令和8年度から国民健康保険税に「子ども子育て支援金分」が加算されます。

これは、子育て支援策の財源を確保し、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための制度です。国民健康保険の場合、従来の保険税(医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分)に加えて、子ども・子育て支援金分の保険税をお支払いいただきます。

保険税率等について

課税内訳	区分	令和8年度	令和7年度
医療分	所得割	変更無し	6.3%
	均等割	変更無し	35,000円
	課税限度額	67万円	66万円
後期高齢者支援金分	所得割	変更無し	3.0%
	均等割	変更無し	17,000円
	課税限度額	変更無し	26万円
介護納付金分	所得割	変更無し	2.1%
	均等割	変更無し	16,000円
	課税限度額	変更無し	17万円
子ども子育て支援分	所得割	0.25%	創設
	均等割	1,600円	
	18歳以上均等割	140円	
	課税限度額	3万円	

所得割：(前年の総所得金額等－基礎控除額43万円)×税率
均等割：世帯内の国保加入者数×1人当たりの均等割額

これまでの国保税同様に軽減が受けられます。

前年の世帯の総所得金額等が下表の基準を下回る場合、均等割を軽減します。ただし、基準額を下回っていても所得が未申告の場合、軽減されません。

軽減所得判定基準額の引き上げについて

軽減割合	世帯主と被保険者数の前年中の総所得金額等の合計額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下
5割	43万円+ 31万円 *1×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2割	43万円+ 57万円 *2×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)以下

* 1 昨年より5,000円 * 2 昨年より1万円 それぞれ引き上げられました。

国民健康保険税の納税通知書及び納付書は、**7月上旬**に送付されます。

納付については、年金等の特別徴収を除き、**口座振替**が基本となっております。納付忘れ防止のためにも**口座振替**のご利用をお願いします。

【お問い合わせ】 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132～134